

令和元年度 第2回豊川市空家等対策協議会議事録

① 日時

令和元年11月25日（月）

午前10時～午前11時30分

② 会場

豊川市役所 本34会議室

③ 議事

1 開会

（事務局：建築課課長補佐）

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより「令和元年度第2回豊川市空家等対策協議会」を開催いたします。私は事務局の建築課鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

まず始めに、定足数の確認についてご報告いたします。本日はシルバー人材センターの伊藤委員がご欠席という報告を受けておりますが、委員定数のうち半数以上の方がご出席されておりますので、豊川市空家等対策協議会条例第7条第2項の規定により、本協議会は成立することを申し上げます。

また、この協議会は「豊川市空家等対策協議会運営要領」第3条に基づいた公開された会議でありますので、傍聴される方もお見えになることをご了承ください。

傍聴人の皆様には、お配りしております「傍聴にあたっての注意事項」の内容を遵守し、傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、資料の確認をしたいと思います。

【資料確認】

不足がありましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。

2 市長あいさつ

(事務局：建築課課長補佐)

それでは、本日の次第に従い、進めさせていただきます。

ここで、竹本市長よりご挨拶申し上げます。

(竹本豊川市長)

皆様、おはようございます。10月20日に豊川市長に就任しました竹本幸夫でございます。本日は、大変お忙しい中「令和元年度第2回豊川市空家等対策協議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

空き家というのは全国的な問題でございまして、私も平成17年度に現総合計画のひとつ前の総合計画に企画課長として策定作業に関わりました。当時の町内会の加入率の目標値が81%位で、80%弱が実績であったわけですが、今現在はそこから10%くらい落ちて約71%となっております。町内会の加入率は落ちているのですが、町内会の世帯当たりに出す補助金に地域活動交付金というのがありますが、それが10%落ちているかという、逆に増えています。ということは、加入率は落ちているのですが町内会に加入している世帯は増えている。それだけ世帯数がすごい勢いで増えているということです。例えば核家族化の影響で息子さんが別世帯となったり、お子さんが東京の大学に行ったらそのまま就職してしまう。そうすると空き家が増える。空き家を解体すると、その費用が100万円から大きな家だと200万円位かかってしまう。なおかつ、200㎡以下の土地の税金は6倍になります。お金をかけて解体しても、その結果税金を増やすことになってしまうので、なかなか手がかからないという状況になってしまう。しかし、近年空き家の弊害というのがマスコミにも取り上げられるようになり、解体費補助がここ2年間補正予算を組むほど空き家を壊す方が増えてきました。それはマスコミの影響であったり、世の中の流れの中で空き家に対する批判が出たり、そういった影響があると思います。市としても条例を作るために、この後パブリックコメントという作業に入りますが、適正に管理していただくためにしっかりと条例に基づいて対応する。

条例化するという事は、新たな予算を計上していくこととなりますので、空き家の弊害等を今後しっかりと広報などで周知して豊川市から空き家が少しでも減るように頑張っていきたいという所存でございます。空き家対策というのは豊川市だけの問題ではありません。委員の皆様にも忌憚のないご意見をいただいて、豊川市の空き家問題が少しでも改善できるようによろしくお願いいたします。

(事務局：建築課課長補佐)

ありがとうございました。誠に申し訳ありませんが、竹本市長はこの後も他の公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。ここからは市長に代わりまして、建設部長の柴谷が会議に出席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(建設部長)

よろしくお願いいたします。

3 会長あいさつ、4 議題

(事務局：建築課課長補佐)

それでは、次に進めさせていただきます。次第3・4でございますが、まず始めに、駒木会長よりご挨拶いただき、その後、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(会長)

おはようございます。本日はご出席いただきまして誠にありがとうございます。先ほど竹本市長からもご挨拶いただきましたが、今回の協議会も特定空家の認定基準も含めましていくつか議題が上がっております。こういった空き家に対する注目というのも高まっておりますので、今日の協議会でもコメントを頂けたらと思います。よろしくお願い致します。

(1) 令和元年度第1回協議会からの経過について

(会長)

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。議題(1) 令和元年度第1回協議会からの経過について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

それでは、議題(1) 令和元年度第1回協議会からの経過についてご説明いたします。

まず、令和元年度第1回協議会における主な意見等についてですが、資料1をご覧ください。

こちらは、今年の8月23日に開催しました令和元年度第1回協議会において、委員の皆様からいただいたご意見やご質問に対する回答などを議題ごとに示してあります。

時間の都合もございますので、議題ごとに一つの項目について説明させていただきます。その他の項目につきましては、資料をご覧くださいと思います。

それではまず1ページ目でございますが、(1) 平成30年度第2回協議会における主な意見等につきましては、一つ目の項目、特定空家に関する手続きにおいて市から所有者等へ通知をする場合、これを郵送するだけではなく、町内会の方と一緒に訪問することで所有者の問題に対する意識を強める効果があるのではないかということにつきまして、これまでに苦情のあった空き家所有者への通知を町内会長と豊川市の連名で行ったことで、所有者からの反応が早かったという事例もあり、訪問となれば非常に効果的な取り組みであると思いますので、町内会のご理解をいただきながら実施の検討をしていきたいと思っております。

次に、(2) の空家等対策事業の進捗状況につきましては、2ページ目の最初の項目でございます、老朽空家等解体費補助金に関しまして、補助対象となる条件の精査についてですが、1年以上住居として利用されていないことにつきましては、空家法上で空家の定義を「住居その他の使用がなされていないことが常態であるも

の」とされており、また基本方針において「概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことは1つの基準となると考えられる」とあるため、補助対象条件としております。また、事業開始から2年度目となり、市の実施計画等を所管する企画政策課からもこれまでの状況を分析した上で補助要綱の見直しを実施するように求められておりますので、今後補助対象要件などの見直しを実施していく予定でございます。

次に、(3)の空家等の適切な管理に関する条例案につきましては、3ページ目の下から3つ目の項目で緊急安全措置に要した費用を請求できるとなっていることが、措置を行わない所有者に有利になる場合があるのではないかとありますが、この規定の考え方につきましては、措置の対象となる空き家等の所有者が不明な場合も想定しているため、このように「請求できる」という表現を用いております。措置後において所有者が特定できた場合は、当該費用を請求するという考え方でございます。

次に、4ページ目の(4)専門家団体との協定につきましては、現在は本協議会委員の皆様が所属されている団体との協定を予定としておりますが、今後において必要となった場合には追加をする可能性があります。

最後に、(5)意見交換・その他につきましては、空き家の所有者による不要になった家財道具などの処分に関するご意見などが3つありました。粗大ごみ受付センターは市外在住の所有者の方でも市内の空き家から排出されたことが確認できれば利用していただくことができますが、貸し出し用の軽トラックにつきましては空き家所有者の方を優遇することは難しいため、何らかの助成を検討したいと考えているところでございます。

続きまして、空き家等に関する相談件数の報告です。資料2をご覧ください。

第1回協議会における報告では、令和元年6月までのまとめとなっておりますが、今回は7月から9月末までの案件を追加したものとなっております。今年の7月から9月の間には15件の相談等がありました。相談内容につきましては、この

期間が暑い時期ということもあり、草木の繁茂や害虫の発生、ハチの巣に関するものが多くありました。

平成29年4月から令和元年9月末までの累計相談件数は180件となっており、解決件数につきましては合計で84件となり、解決率は46.7%となっております。

1枚おめくりいただきますと、今年7月から9月までの空き家に関する苦情処理経過を掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。

続きまして、空家バンク及び解体費補助の実施状況について説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

第1回協議会でお示しした時点から、売却希望の登録物件が1件増えており、登録番号18番の物件も成約となりました。

次に、資料裏面をご覧くださいと、老朽空家等解体費補助の実施状況となっております。こちらも9月末現在の状況でございますが、受付件数としましては老朽空家が密集市街地を含め59件、倒壊危険が4件となっており、交付決定したものにつきましては老朽空家が46件、倒壊危険が2件となっており既に事業が完了したものは老朽空家が28件という状況でございます。

議題（1）につきましては、以上でございます。

（会長）

それでは、ただいま事務局から議題（1）令和元年度第1回協議会からの経過について説明がありましたが、ご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いします。

では、私からよろしいでしょうか。資料3解体補助の受付件数と交付決定の数の差というのは、手続きをしている状況なのか、現場確認の結果で対象とならないというのもあるのでしょうか。

（事務局：建築課主幹）

受付後に調査をして、交付申請をしていただいて交付決定をしておりますので、

調査段階でありますとか、申請をしていただいて審査をしている段階ということでございます。

(会長)

審査をして、今までこれは対象にならないというケースはあったのでしょうか。わかる範囲で結構です。

(事務局：建築課専門員)

今年度につきましては、審査の結果対象外となったものはございません。

(会長)

わかりました。他はいかがでしょうか。

では、もう一つ私から。資料2の空き家等の相談件数で、前回から7月～9月分が加えられたということですが、この相談件数としては例年通りとみてよろしいでしょうか。感覚としては、いかがでしょうか。

(事務局：建築課主幹)

平成30年と比べると多少減っているように見えますが、それほど大きな変化では無いです。時期的にも草木の繁茂などが昨年同様に多くありましたので、そういった意味では、大きな変化はなかったと思います。

(会長)

こうした空き家に対する取り組みが、相談件数が減るのに寄与するといいなと思いますが、なかなかそうはいかないのでしょうか。

(事務局：建築課主幹)

できる限り所有者に対する働きかけを行っておりますので、細かな数字で見れば、昨年度よりは減少していることは確かです。

(会長)

ありがとうございます。委員の皆さんはいかがでしょうか。

(山本委員)

苦情処理の件で、7月の小坂井のトタンが飛びそうであるという案件のような、

特に緊急安全措置に関わるような苦情というのは今のところはないのでしょうか。

(事務局：建築課主幹)

実は、今対応が必要であると思われる案件が1件ございます。現地の調査もしまして、条例等が施行されたら早急に対応する必要があるかと考えております。

(会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見ももうないようですので、議題(1)については以上といたします。

(2) 空家等の適切な管理に関する条例について

(会長)

議題(2)空家等の適切な管理に関する条例について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

それでは、議題(2)空家等の適切な管理に関する条例についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

この条例案やスケジュールにつきましては、第1回協議会でお示しをさせていただいたところですが、今回の資料は、今後予定しておりますパブリックコメントの手続きにおける公表資料の案となっております。

パブリックコメントとは、市の基本的な政策などの策定に当たり、その案を公表し、市民の皆さんから政策などに対する意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して意思決定を行うとともに、その意見などに対する市の考え方を公表するものです。

公表する資料は条例案そのものではなく、資料にありますとおり条例にかかる基本的な考え方としており、1枚目につきましては条例案の概要、制定することに至った経緯、条例案のポイント、構成を記載しております。資料2枚目につきましては

は、条例案の構成別にその概要を説明したものを記載しております。

資料3枚目につきましては、第1回協議会でもお示した今後のスケジュールですが、若干の変更が生じたので再度添付させていただきました。主な変更点は、パブリックコメントの実施予定時期が、令和2年1月6日から2月5日となっております。パブリックコメントにおいて意見等が提出された場合、内容を精査してこれを反映させるべきものかを第3回の協議会で委員の皆様にお諮りした結果を反映したものを最終条例案として3月議会に上程する予定としております。

議題（2）については、以上でございます。

（会長）

それでは、ただいま事務局から議題（2）、先ほど竹本市長のお話にもありました空家等の適正な管理に関する条例について説明がありましたが、ご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いします。

（井上委員）

パブリックコメントの求め方というか、手法というのを具体的なものや検討しているものがあれば教えてください。

（事務局：建築課主幹）

まずは、市のホームページに掲載をします。また、市役所や支所等の主な機関に紙ベースの配布資料を設置し、見ていただくということになります。公表の仕方は以上となります。

（会長）

今の質問に関連して、以前空き家を所有している方にアンケートを配布したと思うのですが、その方に直接送るようなことはありますか？

（事務局：建築課主幹）

パブリックコメント自体が多くの方に見ていただくというものですので、特定の方に資料を送付するような形はとっておりません。公共施設で配布する資料やホームページでご覧いただくものとしております。

(馬淵委員)

パブリックコメント公表資料の案を拝見しますと、条例案の概要として条文の原案等示すことなく、ほぼ条文と同様の内容をこのように構成という形で記載されていると思うのですが、条文そのものを示す予定はあるのかどうかということと、こういう風に示すのは最近の潮流なのかどうかということをお教えいただきたい。

(事務局：建築課主幹)

パブリックコメントというのは、市が行う計画や条例等、市民に直接影響があるものについて実施するようになっております。国の法律等が変わったことにより、一部改正とするような条例についてはパブリックコメントを実施することはないのですが、今回のように新しく制定する条例など直接市民に影響のあるものについては実施することとなっております。実施方法については、自治体ごとに考え方は違うところはあるのですが、本市としては考え方を示し、それに対するご意見をいただき、これを反映させるべきものを含めた条例案を作成します。条例の内容などについては議会で審査、協議をしていただくという考え方です。

(馬淵委員)

ありがとうございます。

(会長)

他にはいかがでしょうか。

(井上委員)

手続き上の話ばかりで申し訳ないのですが、案という形になってはいますが、この案が取れるタイミングは、この協議会でのご意見があって修正して、ということなのか、今後どのようになってどのタイミングで取れるのでしょうか。

(事務局：建築課主幹)

資料に記載されている「パブリックコメント公表資料（案）」というのは、本日の資料の名称であります。この協議会で皆様にご意見をお伺いして、特に問題がないようでしたら、「豊川市空家等の適切な管理に関する条例（案）」の基本的な考え

方について」を資料として公表する形になります。

(井上委員)

ありがとうございます。

(会長)

他はいかがでしょうか。

(上野委員)

これまでも図書館とか各支所とかにパブリックコメントが置いてあるのは見たことがあります。これくらいの厚さのものが積んであって、いったいどれだけの人が興味を示しているのかと見ているのですが、例えばここに、もう少し分かり易い文章で豊川市の空き家に対する考えをお聞きしたいです、のように手に取りやすいメッセージのようなものがあつたほうが通りかかった時に目に付くかなと思います。パブリックコメントっていろんなものがいっぱい置いてあることもあって、一つ一つ厚くて字がいっぱいで公文書みたいなものがあるから、本当に広く市民の意見を聞こうとしたときに、それを読んで意見まで言おうとする人がどれだけいるのだろうといつも思います。その辺のところは仕方ないのでしょうか。

(事務局：建築課主幹)

パブリックコメントについては広報などに、この期間にこのような内容でやりますというお知らせはさせていただいております。広報には紙面の都合がありますので、あまり細かな内容までは載せられないため案件名、期間、資料を置いてある場所についてはお知らせしております。今のご意見を参考にしましてできるだけ皆さんの手に取っていただけるような形のものを検討したいと思っております。

(会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(井上委員)

パブリックコメントの中の求められているものが法を補完する条例ということで、基本的には特措法の法律があつて、その補完としてこの条例がどうかと問いか

けているものだと思いますが、そのコメントの公表の際に、法に関する国土交通省が出している概略ですとか、法の部分の資料の添付やリンクは付いたりするのですか？

(事務局：建築課主幹)

それにつきましては、一度検討させていただきたいと思います。

(会長)

他にはいかがでしょうか。

それでは、ご検討いただくこともいくつか出ましたのでそれはお願いいたしまして、議題（２）については以上といたします。

(３) 特定空家等の認定基準等について

(会長)

続きまして、議題（３）特定空家等の認定基準について事務局から説明をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

それでは、議題（３）特定空家等の認定基準についてご説明させていただきます。まず資料５－１をご覧ください。

こちらの基準は昨年度の第２回協議会にて素案としてお示したものに数点の修正を加えたものとなっております。主な修正の内容としましては、空家等の適切な管理に関する条例の施行を考慮し、緊急安全措置の実施が必要となった場合に、通常ならば協議会において助言や指導等をいただきながら認定を実施するところを、認定後に協議会へ報告することとした記述を３ページと７ページの右下の枠に加えたところと、６ページの最後に強風など天候による影響を考慮する項目に加えたところとなっております。

次に資料５－２をご覧ください。こちらは、特定空家等の認定にかかる手続きの段階毎において使用する書類の様式や公告等の方法を規定したのようになってお

ります。第1条では要綱の趣旨、第2条では使用する用語の意義、第3条は認定における協議会での意見聴取や報告を規定しております。第4条、第5条は立入調査及び助言・指導の際に使用する様式の規定となっており、第6条、第7条は勧告及び命令にかかる様式と協議会への意見聴取をすることを規定しており、第7条にはこの他に法に基づく公告等の方法も規定しております。第8条は第1項に代執行及び略式代執行を実施する際の協議会への意見聴取と事後の報告、第2項には行政代執行法第3条第1項に規定される代執行の履行前に行う戒告書の様式と戒告に従わなかった場合の協議会への意見聴取について規定しております。第3項、第4項は代執行令書と執行責任者証の様式、第5項は措置対象となる空家の所有者が不明の場合における命令の公告の方法を規定しております。第9条は助言又は指導、勧告、命令に所有者が必要な措置を講じ、特定空家等の状態が改善された場合の認定の解除とその通知様式についての規定となっております。最後に第10条では、この要綱に規定されるものの他に必要な事項については別に定めることとしております。要綱の施行日につきましては、空家等の適正な管理に関する条例の施行日と同日とする予定です。

資料5-3は特定空家等に対する措置に関するガイドラインで、資料5-4は、資料5-1の特定空家認定基準(案)の5ページにあります建物等が倒壊するおそれがあるかの判定に係る資料となっております。

いずれも国が作成した資料となっておりますが、参考としてお配りさせていただきました。内容が多いためここでは説明は省略させていただきますが、ご質問等がありましたら後日承りますのでよろしくお願いいたします。

議題(3)につきましては、以上でございます。

(会長)

それでは、ただいま事務局から議題(3)特定空家等の認定基準等について説明がありましたが、ご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いします。

それでは私から。資料5-1、3ページと7ページに「特定空家に認定」とあり

ますが、認定するのは最終的には市長が認定ということですか。

(事務局：建築課主幹)

そうですね、基本的には特定空家の認定というのは協議会にお諮りして、最終的には市長が認定します。

(会長)

わかりました。他にはいかがでしょうか。

(山本委員)

実際の運用になった時に、例えば土曜日、日曜日に台風が来るとなった場合、情報が来ました、建築課だけで資産税課が動いていないと所有者特定に時間がかかると思うのですが、その辺の運用は実際どうなりそうですか。連絡を所有者に一回取ると思うのですが。

(事務局：建築課主幹)

基本的には、所有者を調べることにはなりますが、そのような状態の空き家であれば、事前に地元市民から何らかの相談があるのではないかと思います。情報として、こちらでもある程度把握している空き家が対象になるのではないかと考えております。こちらが事前に情報を把握しているものであれば連絡することができますが、把握していないものについては時間的に厳しいと思います。可能な限り連絡は取るつもりでいますし、また緊急安全措置も本来であれば所有者、管理者の方でやっていただくものですので、そちらに指導・助言をすることがまず第一だと思っております。

(会長)

空き家の調査をしている段階で、ある程度特定空家になりそうな空家のリストがあるわけですね。

(事務局：建築課主幹)

空き家のデータベースを特措法に基づいて作っておりますが、どの空家を特定空家に認定するかは今後検討していく必要があると思っております。認定すればそこ

から指導・助言や勧告となってきますし、勧告となれば固定資産税の減免等に影響が出てきますので、どの段階で調査に入るのかを慎重に検討しなければならないと思いますし、また、どういった空き家を調査の対象にするかというのはこちらでも練っていく必要があると思いますので、また皆様のご意見を伺いたいと思います。

(会長)

あとは、被害が出ないことが最終目標ですので、どういうふうにするかは私もまだアイデアがないのですがお願いしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

(井上委員)

緊急措置で台風等の文言を天候による影響ということで加えられるということで、基本的にはここに書かれている事例のように台風というのはかなり大きなファクターになるのかなと思うのですが、台風が来る前に心配されて通報してくる方と、台風が来ている時に音を聞いてびっくりして通報してくる方と、空き家なのか空き家じゃないのかということも踏まえて、窓口がどこなのか、どこに連絡・通報をすればいいのか、窓口を迷われるのではないかと思います。空き家の条例に基づく窓口というのは、特別な電話番号を設けてやるとか、受付に関してはどういった対応を予定されていますか。

(事務局：建築課主幹)

空き家に関する市民の皆様の相談・苦情に関しては、建築課が窓口ですのでこちらに連絡をいただいております。その内容について、例えばごみの関係であるなど、他の担当部署と我々で一緒に対応するというということもございますが、広く市民の皆様には空き家に関する窓口は建築課ということで広報をさせていただいております。そのような事態の時でも、まずは建築課にご連絡をいただくことになると思います。

(井上委員)

台風の時には空き家であろうが空き家でなかろうが、一旦建築課に連絡が

入って振り分けていくような感じですか。

(事務局：建築課主幹)

基本的には空き家に関する相談窓口ですが、空き家でないということであれば、どなたかがお住まいだと思いますので、その方に対応をお願いすることになります。

(井上委員)

それがわかり辛い場合、前の回でも言いましたがそこに住まわれている方じゃない方が相談する場合、わかり辛いケースもあるのでは。

(事務局：建築課主幹)

相談に来るのは隣近所の方が多いですが、そのような場合ほとんど隣近所の方も連絡先がわからないというケースが多いと思います。通常であれば、市役所の中で掘っている情報の中で所有者等の調査はできますが、非常事態の場合は申し訳ないですがそこまでの余裕がないと思いますが、そのような状況でこちらに連絡があるような空き家についてはデータベースで情報がある程度持っていると思いますし、過去にもそういう相談があったケースが多いだろうと思いますので、できる限り連絡を取って対応をしたいと思います。

(井上委員)

ありがとうございます。

(会長)

関連して、例えば警察と情報共有とか、連携することもあるのですか。

(事務局：建築課主幹)

場合によっては警察とも連絡を取りますし、条例自体は警察も含めた他の機関への協力を要請できると謳っております。

(会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

では、もう一点よろしいでしょうか。今回加えられた米印の部分で、認定後に報告とあります。緊急に認定してその後協議会で報告ということですが、基本的に協

議会は年3回ですのでその中で報告していくということですか。特別に開いてということはありませんか。

(事務局：建築課主幹)

そうですね、認定後の最初の協議会でこういう状況で認定させていただいて緊急安全措置を取りましたという報告をしていくということになります。

(会長)

そうすると少し期間が空いてしまう可能性もあるということですか。

(事務局：建築課主幹)

そうですね、可能性としてはあろうかと思います。今ですと6月か7月に1回と今の時期、あとは年明けとなりますので、一番近いところで報告させていただくこととなります。

(会長)

その時に例えば、事前に委員の皆さんにメールなどでこういうのがありますという報告をする予定はありますか。

(事務局：建築課主幹)

現在も協議会の前には事前に委員さんのところに資料の説明を兼ねて行っておりますので、そういう情報についても必要であればメール等で配信をさせていただくことも検討したいと思います。

(会長)

緊急に認定した後に、早めにこういうのがありましたと委員の皆さんに連絡等あるといいのかなと。委員名簿は公表されておりますので何かある可能性も無くはないかと。一応把握しておいたほうがいいかなと思ひまして。

(事務局：建築課主幹)

わかりました、そのような方向で検討したいと思います。

(会長)

あまり作業が増えない程度でお願いしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

(山本委員)

寄せられる情報ですが、一市民から吸い上げられている情報なのか、区長経由で来ているものなのか、どういう割合で来ているのかということと、この状況になったときに、一般市民から来るより、区長を通して来る方が多いのであれば、区長は年度ごとに交代してしまうものであれば、区長会でこういうものもありますよと周知する必要があるのでは。ここが空き家で危ないですよとか周知したことで情報の精度の高いものが出てくるようになるとか、ここが空き家になって危ないですよと事前把握できることになるとかを考えられているのか、そこをお聞かせいただけますか。

(事務局：建築課主幹)

今現在、相談・苦情としてくるのは町内会経由で来るものもございませし、近隣の方からというのもございませ。数では近隣住民の方が多いと思ひませ。町内会との関係ですが、昨年度から地域の空き家対策モデル事業ということで町内会と市で協力して地域の空き家の情報を共有する事業への支援をしておりませ。昨年度も3つの町内会と市で地区の空き家を調査して情報共有をしておりませ。今年度もそういった補助金も用意しておりませるので、活用しながら地域の方々がお所有者についての情報も掴んでいる場合もありませるので、それをこちらに教えていただくといった形で連携・協力をしていきたいと思ひませが、なかなか難しい点もあるのも事実です。

(会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

また、ありましたら最後にも質問・コメントをいただきますので議題(3)については以上といたしましませ。

(4) 今後の取組について

(会長)

続きまして、議題(4)今後の取組について事務局から説明をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

それでは、議題(4)今後の取組についてご説明させていただきます。まず、空き家セミナーにつきまして資料6をご覧ください。

空き家セミナー・相談会につきましては、委員の皆様にもご協力をいただき、今年の2月16日に開催をさせていただきましたが、今年度も開催をさせていただきます。目的と対象者につきましては昨年度と同様となっており、セミナーの参加予定者は50名としております。開催期日は来年の2月29日(土)、会場は前回同様のやねのにつぼうホール豊川で、午前10時30分から11時30分がセミナー、11時40分から午後1時までが個別相談会となっております。

今回のセミナーの講師は、本協議会会長の駒木先生にお願いをさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。個別相談会につきましては、現在のところ8組を事前申し込みで募集し、相談時間は1組あたり40分で前半4組、後半4組、相談員は1組につき2名体制を予定しております。相談員につきましては、今回も委員の皆様にご協力をいただきたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。相談申込みの受付期間につきましては来年1月7日から1月末とし、広報とよかわ1月号等により周知いたします。また、2月上旬に予定をしております第3回協議会にて相談員の割り振りと実施に関する詳細を報告させていただく予定です。

続きまして、次年度以降の主な取組予定につきまして説明させていただきます。資料7をご覧ください。

こちらは、次年度の空家等対策推進事業費の当初予算要求額となっております。補助事業と業務委託の内容につきましては今年度と同様となっておりますが、老朽空家等解体費補助金を今年度の15件分から50件分へと増額で予算要求いたし

ました。ただし、3月議会での承認をいただく前でございますので、現在のところでは要求額ということで掲載をさせていただきます。

次に、令和3年度以降の実施計画上における新規予定事業についてですが、実施計画とは本市の企画政策課が、各課から提出された、次年度以降3年間の事業計画を基に本市全体の事業計画を策定するものです。今回、空家等対策推進事業として、空家バンク登録物件の改修費補助と片付け費用に対する補助制度を令和3年度の事業計画に加え要求したところ、要求どおりの内示をいただきました。今後、他市の先進事例などを参考に制度設計をしていく予定でございます。

繰り返しになりますが、こちらはあくまで所管課である我々が考えている空家等対策の取組でございます。今後市の計画として認められ、予算化されて実現できるものでございます。現時点では、取組が確約されているものではなく、予定であることをご承知おきください。

次に、豊川信用金庫との連携協力につきましては、お手元に配付しましたチラシをご覧ください。豊川信用金庫様では、今年の8月から「空き家対策応援ローン」という商品の取り扱いを始めております。

空き家の所有者が実施する空き家の解体、賃貸するための改築・改装費用、その他空き家対策にかかる費用に対する融資を豊川市、新城市、北設の2町1村の地域で8月から始めております。

今年の7月に豊川信用金庫様から建築課にこのような商品売り出すにあたり豊川市と連携協力をしたいというご相談があり、本市との連携ができればローンの金利を優遇するという内容でした。本市としても金融機関との空き家対策に関する連携協力ができれば、空家等対策推進事業の促進に効果が期待できるため、現在豊川信用金庫様と協議をしております。協議が整い次第、連携に関する覚書を取り交わす予定です。

議題（4）につきましては、以上でございます。

（会長）

それでは、ただいま事務局から議題（４）次年度以降の主な取組予定について説明がありましたが、ご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いします。

（馬淵委員）

資料７の「令和３年度以降の実施計画上における新規予定事業」のところの質問なのですが、不勉強で申し訳ないのですが、空家バンク登録物件改修費補助金、片付け費補助金というのは空家バンクに登録されている物件を所有者が方づけをしたり改修したりするときに使われる補助金なのか、買われた方が利用する補助金なのか教えてください。

（事務局：建築課主幹）

今のところ、これから制度設計となるのですが、所有されている方と、できれば借りる方が改修する場合も補助の対象にしたいと考えてはいるのですが、これから制度化に向け検討するところです。買って改修となると、そこまで広げるかは検討が必要ですが、他の自治体の制度も参考にしながら、貸す方・借りる方、あるいは持っている方が売却、そのあたりまでは対象にできればと考えております。

（馬淵委員）

ありがとうございます。

（会長）

他にはいかがでしょうか。

（上野委員）

私も今まさにそこが気になっておりまして、普通、家を貸す方が自分達で直して貸しますが、空家バンクに登録すれば５０万円の補助が受けられるのならそちらのがいいとなりますよね。５０万円って多くないですか？

（事務局：建築課主幹）

金額については今後検討していくのですが、他の自治体を参考にして５０万円くらいが妥当かと考えております。当然全額ではなくて、対象経費の２分の１で上限額を５０万円とする等の設定になると思います。改修についても実際どの程度直す

かによって工事費も異なりますので、50万円では足りないという考え方も充分だ
という考え方もあると思います。

(上野委員)

だったら、不動産屋さんよりこっち経由の方がいいなと私なら思ってしまうので
すが。

(事務局：建築課主幹)

市としても、空家バンクは皆さんにご協力いただいて運営しておりますので、少
しでも空家バンクの利用を増やしたいというのがありますし、利用が増えること
によって空き家が解消されていきますので、このような支援も一つの方法では
ないかと考えて計画をしているところです。他の自治体の事例を見ると、空家
バンクに登録してある程度期間が過ぎたもので、且つ売却・賃貸の相手が所有
者の親族ではない、そのような制約を設けているところもありますので、参考
にしながら今後制度を作っていきたいと思えます。

(会長)

私もそれに関連して。気になったのは空家バンクに登録しておいて、補助金
をもらって、一年後に空家バンクをやめたとか、そういうのも考えられるかな
と。

(事務局：建築課主幹)

そういった心配な点もあります。

(会長)

借りる人であれば確実に使うのかなと思うのですが、所有者となるとちょっ
とそういうやり方も考えられるのかなと思ってしまう。

(事務局：建築課主幹)

言い方が悪いですが、例えば登録しても誰も買わないだろう、借りないだ
らうと考えると、補助金だけもらって改修ということも、制度として可能性は
否定できないと思えます。そのようなところはよく研究しながら、抜け道が
無いような制度を作りたいと考えております。

(会長)

他の自治体の前例とか、条例で何かをすとかはわかりませんが、こういった事をやること自体はいいと思います。

(山本委員)

予算について、老朽空家の解体補助金については、年々増額要求していただいて、協会としてありがたいことで、実際空家バンクを運用していてもそれがあるからきっかけとして解体に取り組んで成約したという事例も多いと思いますので当初要求から50件になっているというのは空き家に対しての取り組みとして多いのと、空家バンク以外でもこの補助金があることによって、市場に売り地として流通してくというのかなり多いことでしたので、不動産の運用に関しますと今のところ空き家の解消には役立っていると思います。昨年は20数件の要求だと思しますので、50件というのはかなり思い切った施策だと思います。要求件数については協会としてはありがたいと思います。

(事務局：建築課主幹)

ありがとうございます。昨年度も今年度もそれぞれ9月の段階で当初予算の不足ということで補正予算をつけていただいているという状況です。来年度につきましては、当初からそのような数字を含んだ金額で要求しております。

(会長)

市民の皆さんに対してのメッセージになるとと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

(井上委員)

「(3) 空家等追跡調査業務委託」について、建築士会の業務として調査業務に関わらせていただく機会があるのですが、今後その件数がどういう推移で豊川市の空き家が増えていくとか空き家になっていくのかは、なかなかわかり辛い中で予算要求している訳ですが、今出ている金額の内容や内訳を、今後若しくはこの場でも教えていただけるのか。空き家は流動的に変わっていくもので、耐震は固定で危な

いか危なくないかで決まるのですが、空き家は空いているか空いていないかで決まるものでかなり流動的になるものですから追跡調査を予算化するのも非常に難しいものです。件数の読みや調査について、どのくらいの労力を考えて出しているのか、追跡調査は実際に現場に行かないとわからないので結構負担かなと思います。その辺の考えを教えていただければ。

(事務局：建築課専門員)

この空家等追跡調査業務委託につきましては、昨年度から実施しているものです。豊川市でデータベース上、管理が不適切だと思われる空き家につきまして200件抽出しまして、シルバー人材センターにお願いしているものでございます。高齢者の就労機会の提供という観点もありまして、毎年200件ずつお願いをしております。金額につきましてはシルバー人材センターの見積もりです。

(会長)

他はいかがでしょうか。

ちなみに私が2月29日に発表させていただくのですが、私は地理学が専門で地域分析等もやっております。地域との情報ですとか、その属性と空き家の関係性とか、そういったものから現状と、私がなかなか政策提言とまでは難しいと思うのですが見通しなど話させていただこうかなと思っております。ぜひご意見いただければと思います。

それでは、議題（4）については以上といたします。

(5) 意見交換・その他

(会長)

それでは、議題（5）の意見交換、その他ですが、まず事務局より説明をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

それでは、事務局からですが、前回の協議会で提示させていただきました、委員

の皆様が所属される団体と本市との空き家等の対策に関する協定につきまして、一部の団体様からは前回の協議会後にご承諾のご連絡をいただいておりますが、この場をお借りして、改めて各団体様のご意向をお伺いいたします。

協定の締結に対しまして、ご異議のある団体様はおられますでしょうか。

【異議なし】

ご異議がないようですので、各団体様のご同意をいただけたものと判断いたします。

協定書の締結式などにつきましては、今後協議させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

(会長)

それでは、空き家等の対策に関する協定について説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、発言をお願いします。

それでは、ご質問、ご意見ないようですので空き家等の対策に関する協定については以上とさせていただきます。

本日の議題については、以上ですが、空き家等の対策につきまして、ご意見、情報等があればをお願いします。

(山口洋委員)

先日、知人数名と話していたところ、空き家に対する予算要求はとても効果的だと思いますが、実際もし自分が空き家所有者になったら何が心配かと尋ねましたら、ある男性は空き家の倒壊による損害賠償が一番心配だと言っていました。今年もありました大型台風などによって、屋根瓦が飛ぶなどして隣地家屋や通行人や車などに被害を及ぼした場合、多額の請求がなされる例もあると聞きます。空き家を放置することによって近隣に迷惑をかけるということは認識していても、市から勧告・警告が来た場合でもなかなか処理・管理ができない所有者が多いようなので、被害を与えてしまった場合の損害賠償は解体費用の何十倍にもなるという可能性があ

ることも通達したり、所有者自身の意識を高めるのにもいいかと思いました。福島県の会津若松市のホームページで、危機管理課から損害賠償を問われる可能性がありますと市民にチラシとして出されているそうです。日本住宅総合センターによる試算の例にも出ておりまして、知人は一番心配するところだと言われました。

（事務局：建築課主幹）

ありがとうございます。私どもも相談があった場合に、所有者に対しては、そのような責任があることをお話させていただいておりますが、なかなか難しいところもあります。会津若松市さんのチラシについても検討させていただいて、本市のホームページでもそのような啓発等ができれば実施する事も考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

（会長）

告知の部分でもいろいろな伝え方があると思いますのでお願いしたいと思えます。

（事務局：建築課主幹）

今現在、固定資産税の納付書に空き家の適切な管理のお願いですとか、解体費の補助がありますとか、シルバーさんが空家の管理を請け負ってくれます等のチラシを入れさせていただいておりますので、その中にご注意してくださいというような警告のようなものも必要になってくるのかと思えます。

（会長）

そうですね、両方あるといいかと思えます。

（山口喜委員）

2つお聞きしたいことがあります。1つ目はバンク登録の方法について気になった点がありまして、バンク登録された物件をホームページで見ましたら、非常に丁寧な家の中の写真まで載っていてよくわかるのですが、売却価格について希望が書いてあると思うのですが、登録するときには登録しようとする方の意見をそのまま載せるのか、不動産業者などからの助言など交渉のようなものはあるのか教えてく

ださい。

(事務局：建築課主幹)

金額等は所有者さんのご希望だと思えますが、利用の登録をしていただきまして、宅建協会さんに物件ごとに担当事業者を決めていただいて、仲介に入ってください。その中で金額の話もできるとは思いますが、あくまでも所有者の希望の金額ということになると思います。

(山口喜委員)

私の質問の意味としましては希望の金額よりも、宅建協会さんのほうからこれぐらいの方がいいよというような、ある程度早く処理できるように進めていただければなということもありましてお聞きしました。

(事務局：建築課主幹)

だいぶ時価相場と違うところがあるなという印象ですか。

(山口喜委員)

そうですね。それについてはわかりました。もう1つは今日の議題の(2)で出ていました資料4のところの「5条例(案)の概要」の緊急安全措置のところの文言の一番下に「この限りではありません」と書いてあります。この意味の表現方法をこの言葉ではなくて、違う言葉が見当たらないかなと思ってお聞きしました。

(事務局：建築課主幹)

これは、ほぼ条文の案をそのままというところもありますので、もう少し分かりやすい表現を検討します。

(山口喜委員)

所有者がわからなければ知らんということになるので。

(事務局：建築課主幹)

そうですね、わからない場合には通知しないということもあるという表現ですね。もう少しわかりやすい表現を検討したいと思います。

(山口喜委員)

表現方法をご考慮いただければと思います。以上です。

(会長)

そうですね、文言に関しては難しいものがありますね。専門用語もあればパブリックコメントのように市民に伝える場合では違った部分もあるので。

(事務局：建築課主幹)

もう少しそのところは検討したいと思います。ありがとうございます。

(会長)

他にはいかがでしょうか。

(田中委員)

空き家に対する相談のところで、相談を受付けてそれから所有者を探されるということでもいいですか？

(事務局：建築課主幹)

相談があって現地を確認して所有者の確認をします。

(田中委員)

所有者の確認はどのようにされるのでしょうか。固定資産税上でわかっていればその人ということでしょうか、相続人不明土地とかもいっぱいあります。そういう場合は相続人まで探して文章を送付するということなのか、そこまではやらずにやってみえるのか教えてください。

(事務局：建築課主幹)

登記簿を確認します。登記簿で追えるところまでと、近所の方の情報もあります。

(田中委員)

電話等で本人に直接アプローチをかけているわけでは無さそうなので、所有者と思われる人に文章を送付しているだけと言っては悪いですが、それだけと感じます。文章を送った人からそれに対してのリアクションがどれくらいあるのかな

と。リアクション率がどれくらいあって、それによってどれくらいの解決につながっているのかを教えてくださいましたらお願いします。

(事務局：建築課主幹)

解決率の46.7%というのはこちらから働きかけたことによって何らか状況の改善があったということです。送ったけれど何もしていない場合、連絡がついたけれど何もしていないというのは解決率には入っていないです。

(田中委員)

文書を送ってご本人がそれを見てびっくりして何とかしようと思われる方はいいのですが、そうではなくて文書を送っても何も反応がない人は、しょうがないから放っておきましょうということになってしまうのでしょうか。苦情として市のほうに入ってきた案件をご本人がやらないからしょうがない、とは一回受けたからには済まないのでは。もう一度所有者に文章を送っても放っておくだけになってしまうので、それ以上の働きかけというのはこれからどういうふうに行こうと思われているのかお聞かせください。

(事務局：建築課主幹)

それ以上の働きかけというと法に従っていけば特定空家に認定すれば指導・助言ができるようになりますのでそういった方向から行くようになりますね。

(田中委員)

苦情できているような案件は雑草だとかがほとんどで、建物自体が老朽化しているわけではないという場合も多いので、そうした場合特定空家に認定はされませんよね。

(事務局：建築課主幹)

構造上のものと、環境に与える影響とがありますので、場合によってはそれを使うということも。微妙なところもありますが。

(田中委員)

市として特定空家の認定をたくさんしていこうとは恐らくは考えていないでし

ようし、協議会としてもなるべくならご自身で対応していただくのが当たり前なので、そうでない段階でどのようにして特定空家にならないようにどう措置をするかというところだと思います。文書送付は今のところこれしか無いからされているのだと思います。直接ご近所の方で連絡先がわかる場所はそれでいいのですが、そういう案件ばかりではないと思うので、解決率約47%というのが良いのか悪いのかはわかりませんがこれからどういうふうに解決をしていこうということなのかお聞かせください。

(事務局：建築課主幹)

苦情があって、連絡を取ってけれど何も対応が無い場合、また地元の方から何か月後かに相談があった場合、またその時点でその都度また相談があるので適切な管理をお願いしますという文書の送付はしております。今現在ではそういった形での対応です。電話等の連絡先がわかれば電話することもございます。

(事務局：建築課課長補佐)

文書の送付先として固定資産税の情報を活用させていただいておりまして、納税通知書の送付先をまず基本として文書送付をしております。反応の無い場合、相続人の本籍が突き止められれば確認するケースも中にはあります。

(田中委員)

相続人を探すわけですね。

(事務局：建築課課長補佐)

そうですね。本籍地が掴めているものについては親族調査もやる場合もあります。

(田中委員)

文書を送っても戻ってきってしまう場合もありますか？

(事務局：建築課課長補佐)

返礼されるものも中にはあります。

(上野委員)

法律の立場から馬淵先生のご意見もお聞きしたらどうでしょうか。

(馬淵委員)

今のお話だと、特定空家に認定できるものについては、ある程度法律で対応できる部分もあるのですが、特定空家に認定できないようなものの中で、所有者の方に対応していただけない部分がたくさんあり、現実的に対応してもらおうと通知を出しても届かないものもあるということですよね。そうなった時にどこまで市が調べて関与していくかという問題になると思うのです。法律的に言っても特措法に基づいてできるものの範囲に該当はしないが、人に迷惑をかける空き家という方がよっぽど多い。たくさんある空き家にどう対応していくかというのは法律の穴になっている部分なんですよ。弁護士としてもやれることとすれば倒壊の危険があるとか周囲の環境に大きな影響があるという特定空家に該当しないような空き家でも、先ほどの話にあったような台風などがあって物が飛んだ場合には人に損害賠償を負わないといけなくなるということを周知していくとか。所有者の方に所有物に関して人に賠償責任を負うことがあるということ、管理する責任があるということを周知・徹底していく他、法律としてもやれることは少ないような状態ですね。もし誰もわからないが利活用できるような空き家があって、それでも所有者がわからないが誰かに迷惑をかけている。例えば草が繁茂している状態というような場合に、最悪そのものに財産的価値があれば不在者財産管理人とか、相続財産管理人を選任してそれ自体を処分して消していくということも考えられなくはないですが、それ自体に価値がないと、マイナスしかないような財産が誰もわからないけど残っていて、倒壊するような危険性もないが放置されている空き家については法律上対処するというのはすごく難しく、市役所さんがどこまで努力されるか。多分有効な手段というのはいろいろなところで模索しているのですが、なかなか見つかっていないという状態なのかなと思います。法律家として言えることはこの範囲ですね。

(会長)

ありがとうございます。空き家に限らず住んでいてもごみ屋敷みたいなものとも関係性はあるかなと思います。最終的には被害が出ないと法律としては動けないのかなと、私の理解ですが。そこで先ほど馬淵委員が言ったように、危険があるよとか、自分にマイナスになると周知していくのが必要かなと個人的には思っています。

(井上委員)

事例の紹介ですが、今近隣の市町さんで国土交通省さんの助成をいただいた、航空写真を活用した空き家調査の今後の可能性を探る事業のお手伝いを建築士会でさせていただいております。実際に固定資産税のための航空写真というのが存在していますので、その撮影データを使って、屋根が傷んでいるとか、穴が空いているというデータを抽出していますよ、上から眺められていますよということ。これを市民の方に周知して、これから調査に名札を付けた者が行きますということ。連絡したところ、割と連絡が行き届いた地域でごみを片付けなきゃとか動きがありました。お隣の市町さんですが、奥に敷地が入っていて周りから見えないようなケースも多いので、上から見られているということで反応があったり、誰かが見て回っているということ。聞くことで結構自ら動かれる方が地区で出てきましたよという意見が吸い上がりました。そういう意味で先ほどシルバーさんが定期的に回られていることとか、調査していますよというような情報を周知していくことで、ある程度自ら対応されることも期待できる数値はあるのかなと感じたデータだと思いました。

先ほどの補足で、空き家“等”というところを書いてありますが、空き家というと建屋で人が住んでいた居宅が空いているというイメージされるのですが、法律が示しているものは敷地内にある倉庫みたいなものですか、付随する危険な建物も含めるので、台風などで何か飛んだりして周囲に影響が出そうだなという我々の目から見て危ないものは、母屋よりも周りにある建物、自転車置き場のようなものだったり、一般の方が自分で作られた構造物のようなものが結構

ありまして、今後苦情とかは大きな建物よりも付随した建物ことにも及んでくるケースもあって、法律で対処するということになる、空き家等の“等”の中に入るものです。今の調査対象には挙げていないものも結構あると思われま

す。“等”の部分で緊急措置でどう対処していくのか。高額な費用はかからないと思うのですが、それなりに予算は必要なもので、例えば防災の意味で地域の方で壊す対応ができる部分でもあって、町内会とかで所有者が壊していいよと言えば、町内会で壊してしまう取り組みもスタートしています。母屋は難しいですが、周りの危険な物に地域力で対応していくという。今後、まだ先の話になるとは思いますが、こういうのもあっていいのかなと思います。

(山本委員)

この会議で話しているのは、空き家というものを減らして、どう市場に供給していくかということだと思います。活用して豊川市の活性化を図ろうよということになるのですが、今も空家バンクの取り組みで、ご理解のある売主さんは値段の話も出ましたが、値段的な部分も考慮して市場に供給して活性化ということになるのですが、もうしばらくすると、供給より需要が下回るという現象が出てきて、不動産業界としたらバンクとして出しますけど需要が無いよという現象がいずれそう遠くない時期に訪れるのでこの協議会でやることではないかもしれませんが、需要自体を掘り起こすこともしていかなないと、対策していくら出しても解消しないという現象が起きるので、駒木先生の分野とか、建築士会さんの分野になるのかもしれないですが、その部分について豊川市としても取り組んでいかないと、需要があれば供給さえできればある程度物事は進んで行くと思うので、その部分について政策的なものとか活用というものを周知していかないといずれ停滞する場面が出てくるので、その辺について早めに対策を打つということをした方が良くはないかと、空家バンクを運用しているとあることはあります。

(会長)

新築で建てるより、そういったものの活用はどうですか?のような。そういうのもあったような気はしますが。

(事務局：建築課主幹)

空家対策事業自体が今現在は除却が中心になっております。それが最初のステップとすれば、次は利活用と広げていく必要があると考えております。それが改修費の補助ですとか、ごみの処分の補助というのも、そういった面での効果に期待はしていますし、豊川信用金庫さんの空き家対策応援ローンは除却だけではなくて改修など諸々のこともありますし、これから力を入れていきたいと考えておりますので、今後ともご相談に乗っていただければと思います。ありがとうございます。

(井上委員)

今の件でご案内ですが、空き家というわけではないのですが、ストックの利活用ということで、建築基準法が改正されまして、特殊建築物の申請が必要な床面積が拡大されました。今まで住宅は住宅としてしか使えなかった部分が住宅を別用途で使っていくのに床面積が増えたり規制が緩和されたりという流れにだいたいなってくるのかなという気配がありまして、私ども毎年2月に勉強会を開いています。機会があればご案内させていただきますのが、今回はその辺のストック活用の法改正の勉強会を予定しておりますので、またぜひご案内させてください。

(会長)

ありがとうございます。この中でも情報の交換ができればなと思います。他にはいかがでしょうか。

いろいろな活発なコメントありがとうございました。

最後に事務局から事務連絡があればお願いいたします。

(事務局：建築課主幹)

次回の協議会の開催でございますが、来年2月上旬に予定しております。詳しい日程につきましては、事前に開催通知にてご案内いたしますので、よろしくお願

いたします。

事務局からの連絡は、以上でございます。

(会長)

それでは、以上をもちまして、令和元年度第2回豊川市空家等対策協議会を終了
します。本日はありがとうございました。